

# デイサービス「解体」 生活支援は廃止

# 介護保険総費用に上限

## 厚労省方針「介護難民」増やす

厚労省は30日、介護保険で「要支援」と認定された高齢者（150万人）に対するサービスの総費用額に上限を設けて、伸びを抑える方針を示しました。これに基づいて、要支援者への中心的サービスである訪問介護は身体介護に、通所介護（デイサービス）は機能回復訓練に、それぞれ縮小・制限することを提案しました。

同日の社会保障審議会介護保険部会で示したものです。介護保険の中心的サービス投げ捨てるのは、「介護難民」を増大させるものです。審議会でも「上限設定はサービス抑制につながり、要支援者の重度化を招く」など厳しい批判意見が出ました。

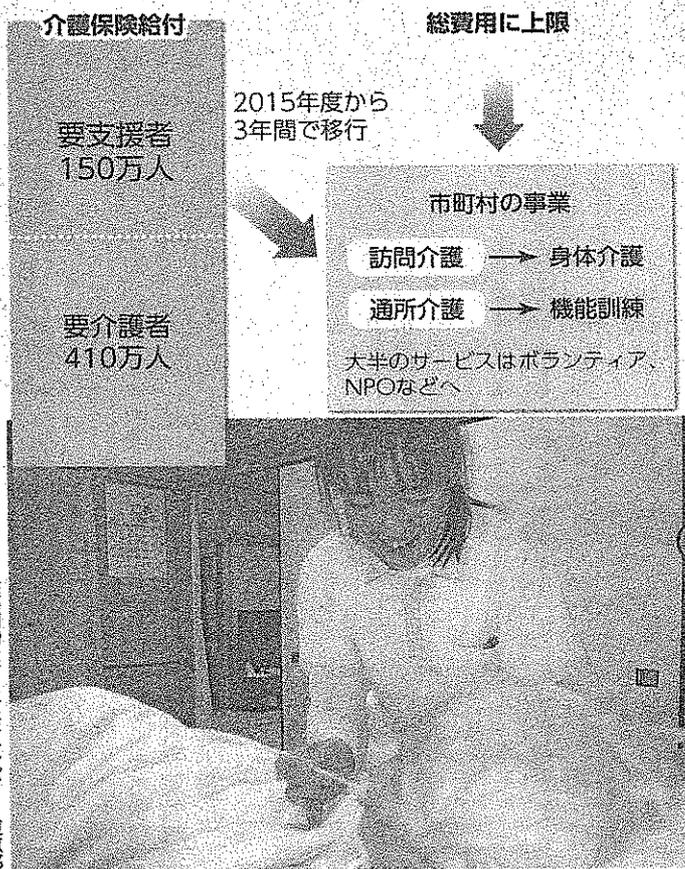
厚労省は、自己負担も含めた介護保険の総費用は2013年の9・4兆円から25年には21兆円になると試算。そのため要支援者向けサービスを市町村の「地域支援事業」に移して、伸び率に上限を設定。75歳以上の人口増加率3・4%に上限を合わせることで、削減する考えを示しました。25年に見込まれる要支援者向け事業費約1兆円から約2000億円も削減されることになりま

す。このため訪問介護の専門のホームヘルパーは身体介護などに制限。掃除や洗濯など生活支援は廃止し、ボランティアやNPO（民間非営利団体）に委ねます。生活全体を見て支えるヘルパーの役割は失われます。

通所介護では、専門の介護労働者が働く既存事業所を「機能訓練」などに特化。認知症予防の交流は高齢者自身による「サロン（集い）」などに解消。家族の負担を軽減する「預かり」機能なども市町村の裁量に委ねます。専門性を持った職員による支援は受けられなくなりま

す。市町村によってサービスが提供されない場合は、利用者が個人負担でサービスを受けるしかありません。サービスがあっても、予算が抑えられることで事業者は安い単価で引き受けるしかなく、経営や労働者の賃金にも大打撃となります。

「要支援外し、でサービス切り捨て



2015年度から  
3年間で移行

総費用に上限

市町村の事業

訪問介護 → 身体介護  
 通所介護 → 機能訓練

大半のサービスはボランティア、NPOなどへ

食事補助をする女性ヘルパー（東京都内）